

広島市平和記念公園レストハウス

指定管理者応募要領

平成31年1月
広島市経済観光局

<目次>

1	指定管理者の募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	1
4	指定管理者が行う業務	1
	(1) 業務の範囲	1
	(2) 自主事業の実施	1
	(3) 利用促進の取組	2
	(4) 留意事項	2
5	管理の基準	2
	(1) 休館日	2
	(2) 開館時間	2
	(3) 使用の制限	2
	(4) 入館の制限	2
	(5) 関係法令等の遵守	2
	(6) 開館時間の延長等の提案	3
6	利用料金の取扱い	3
	(1) 設定	3
	(2) 減免等	3
7	指定管理料	3
	(1) 指定管理料の上限額	3
	(2) 指定管理料の支払方法	3
8	指定の取消し等	4
9	申請資格等	4
	(1) 基本的事項	4
	(2) 選定基準	4
	(3) 欠格事項	4
	(4) 法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	5
	(5) 障害者雇用状況報告書等の提出	5
	(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出	5
10	応募要領の配布時期、説明会等	5
	(1) スケジュール	5
	(2) 応募要領の配布期間、場所等	6
	(3) 説明会の開催日時、場所等	6
	(4) 質問の受付	6

(5) 申請書の受付	6
1 1 提出書類・提出部数	7
1 2 管理運営に関する収支計画書の開封	7
(1) 開封日	7
(2) 実施方法	7
1 3 その他留意事項	7
1 4 審査及び選定	8
(1) 審査方法等	8
(2) 仮協定・協定の締結	8
(3) 評価方法	8
(4) 選定審査対象からの除外	8
(5) 審査結果の通知及び公表	8
(6) その他	8

別紙1 提出書類一覧

別紙2 評価基準

別紙3 広島市平和記念公園レストハウス条例

別紙4 広島市平和記念公園レストハウス条例施行規則

- ・様式1 指定申請書（単独団体用）
- ・様式2 指定申請書（ジョイント方式により構成された団体用）
- ・様式3 ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状
- ・様式4 管理運営に関する事業計画書
- ・様式5及び様式5別紙 管理運営に関する収支計画書及び積算内訳書
- ・様式6 広島市が推進すべき施策に関する報告書
- ・様式7 団体の概要
- ・様式8 役員名簿
- ・様式9 障害者雇用状況報告書（報告義務のない団体用）
- ・様式10 障害者雇用計画書
- ・様式11 宣誓書
- ・様式12 申請関係質問票
- ・様式13 応募説明会参加申込書
- ・様式14 辞退届
- ・様式15 委任状
- ・様式16 事業所調書兼実体調査同意書
- ・様式17 指定管理実績調書

広島市平和記念公園レストハウス指定管理者応募要領

1 指定管理者の募集の趣旨

これまでは、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成15年9月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、広島市平和記念公園レストハウス（現在改修工事のため休館中）の改修後における指定管理者候補の選定に当たり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 名称 | 広島市平和記念公園レストハウス（以下「レストハウス」という。） |
| (2) 所在地 | 広島市中区中島町1番1号 |
| (3) 建物構造 | 鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建て |
| (4) 建築面積 | 406㎡ |
| (5) 延床面積 | 1,372㎡ |
| (6) 施設内容 | 地下 地下室、倉庫等
1階 観光案内、特産品等の販売、事務室、倉庫、便所等
2階 休憩・喫茶ホール、休憩・喫茶室、便所等
3階 展示室、多目的室、便所等 |
| (7) 開設年 | 昭和57年 |

3 指定期間

平成32年7月1日から平成37年3月31日までの4年9か月間とします。

※ 指定期間は、工事の進捗状況等により変更となる場合があります。

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

- ア レストハウスの施設及び設備の維持管理に関すること。
- イ レストハウスの事業の実施に関すること。
- ウ レストハウスの使用の許可に関すること。
- エ レストハウスへの入館の制限に関すること。
- オ レストハウスの特別設備の設置の許可に関すること。
- カ その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、自主事業として、特産品等の販売、軽飲食の提供、自動販売機の設置及び観光に関連する有料広告の掲出を実施してください。

また、事前に本市の承認を得て、上記以外の施設利用者の利便を図る事業を実施することができます。

なお、行政財産の目的外使用となることから、本市への使用料の納付が必要となります。

(3) 利用促進の取組

レストハウスの利用促進を図るため、本市が設定している次の基準値を達成するための利用促進策を提案してください。

【本市の基準値】

レストハウスの年間利用者数 : 440,000人

(4) 留意事項

ア 業務内容の詳細は「広島市平和記念公園レストハウス管理業務仕様書」を参照してください。

イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は本市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、本市に他の報告書とあわせて提出してください。

ウ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、新たな指定管理者が円滑に業務を実施できるよう、業務内容等を確実に引き継いでください。

5 管理の基準

(1) 休館日

年中無休（ただし、都合により臨時に休館することがあります。）

(2) 開館時間

ア 3月1日から11月30日まで

午前8時30分から午後6時（8月5日及び同月6日にあつては午後8時、これらの日を除く8月の各日にあつては午後7時）まで

イ 12月1日から翌年2月末日まで

午前8時30分から午後5時まで

(3) 使用の制限

次のいずれかに該当するときは、レストハウスの施設及び附属設備の使用を許可しません。

ア 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

イ レストハウスの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

ウ 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。

エ 故意に使用目的を偽っていると認められるとき。

オ その他管理運営上支障があるとき。

(4) 入館の制限

次のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができます。

ア 伝染性の病気にかかっていると認められる者

イ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者

ウ 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者

エ その他管理運営上支障があると認められる者

(5) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、広島市平和記念公園レストハウス条例（以下

「条例」という。)及び同条例施行規則(以下「規則」という。)、広島市個人情報保護条例、その他関係法令等を遵守してください。

(6) 開館時間の延長等の提案

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開館時間の延長等について提案することができます。

なお、本市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがあります。

6 利用料金の取扱い

レストハウスの管理については、地方自治法第244条の2第8項により、公の施設の使用に係る料金を指定管理者の自らの収入とする「利用料金制」を採用します。

(1) 設定

利用料金の額は、本市が条例で定める金額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

(2) 減免等

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。

7 指定管理料

指定管理者は、利用者が支払う利用料金、その他の収入及び本市が支払う施設運営に要する経費(以下「指定管理料」という。)をもって施設を運営します。

(1) 指定管理料の上限額

本市が支払う指定管理料(4年9か月分)の上限額は、**7,259万円**(消費税及び地方消費税相当額を含む)とします。

指定管理料の上限額は、消費税率10%適用の額です。

なお、指定期間中に消費税率の変更があった場合は、指定管理料を変更するなどの適切な措置を講じます。

また、指定期間中に業務範囲の変更が生じた場合や施設の開所日(指定期間開始日)が延期となった場合等は、指定管理料を調整します。

申請者は、下記①及び②を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

積算額	内 訳
①管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の人件費、管理費(光熱水費、修繕料、保守管理費等)など、指定管理者がレストハウスを管理運営するに当たり、必要となる全ての経費。
②利用料金等収入 (収入)	利用料金、その他指定管理者が管理運営を行うに当たって生じる収入。

(2) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払とすることができます。

本市から指定管理者への支払は、毎月払とします。

8 指定の取消し等

本市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 条例第14条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 広島市平和記念公園レストハウス管理業務仕様書の別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）に該当することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と本市が判断したとき。

9 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません。（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準の全てに適合する必要があります。

ア 住民及び旅行者の平等なレストハウスの利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、レストハウスの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

ウ 事業計画書に沿ったレストハウスの管理を安定して行う能力を有していること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

※ ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

※ 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式10。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると本市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を広島市議会に報告するとともに、本市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

(注1) 「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

(注2) 障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

(5) 障害者雇用状況報告書（様式9）等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は障害者雇用状況報告書（様式9）を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証の写し等及び身体障害者手帳等）を提出してください。

※ 障害者を常用雇用していることを確認できる書類に住所及び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。

(6) 事業所調書兼実体調査同意書（様式16）の提出

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書（様式16）を提出してください。本店が本市外にあり、本市内に本店以外のその他の事業所等があると「広島市が推進すべき施策に関する報告書（様式6）」で報告した場合は、本市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書（様式16）も提出してください。この様式6及び様式16では、事業活動を行っている事業所等（本店・支店など）を報告してください。

10 応募要領の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	平成31年1月8日（火）から平成31年3月22日（金）まで
イ 説明会の開催	平成31年1月21日（月）

ウ 質問受付期間	平成31年1月22日(火)から平成31年2月4日(月)まで
エ 申請書受付期間	平成31年3月19日(火)から平成31年3月22日(金)まで
オ 書類審査・面接審査	平成31年4月中旬(予定)
カ 審査結果の通知	平成31年5月上旬(予定)
キ 仮協定の締結	平成31年5月中旬(予定)
ク 指定管理者の指定	平成31年6月下旬(予定)
ケ 協定の締結	平成31年7月(予定)

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：平成31年1月8日(火)から平成31年3月22日(金)まで

午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、土、日、祝日を除く。)

配布場所：経済観光局観光政策部及び本市ホームページ

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

開催日：平成31年1月21日(月) 午後2時予定

開催場所：大手町平和ビル内 広島市中区地域福祉センター ボランティア研修室

※ 参加希望者は、平成31年1月18日(金)までに、所定の応募説明会参加申込書(様式13)により、経済観光局観光政策部に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

※ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

(ただし、土、日、祝日を除く。)

※ 説明会当日は応募要領、仕様書を持参してください。

※ 改修工事中のため、現地見学会は予定しておりません。

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成31年1月22日(火)から平成31年2月4日(月)まで

午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、土、日を除く。)

受付方法：所定の質問票(様式12)により、経済観光局観光政策部に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：平成31年2月12日(火)までに、本市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成31年3月19日(火)から平成31年3月22日(金)まで

午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、土、日、祝日を除く。)

提出場所：経済観光局観光政策部まで持参又は郵送(特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。)

※ 電子メール、FAXでの受付はしません。

1.1 提出書類・提出部数

提出書類一覧（別紙1）のとおり。

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※ 管理開始後に、本施設の従事者のうち本市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに本市内在住者であることが確認できる書類（運転免許証の写し等）を提出してください。

1.2 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式5関係）及び積算内訳書（様式5関係別紙）については、次のとおり開封します。

(1) 開封日

平成31年3月25日（月）

なお、開封時間及び場所については後日お知らせします。

(2) 実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します。（各申請者の提案額は発表しません。）また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請者につき1名とします。

1.3 その他留意事項

(1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。

(2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。

(3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。

(4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(5) 申請を辞退するときは、辞退届（様式14）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

(7) 申請者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うこととします。

(8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、本市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要の場合には、本市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。

(9) 提出した申請書類は本市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

1.4 審査及び選定

(1) 審査方法等

- ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。
- イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会にて提出書類を審査し、5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知します。
- ウ 面接は、平成31年4月中旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。
- エ 面接には、応募団体（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者を含む3名以内（応募団体の職員等に限る。）の出席をお願いします。
- オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

本市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。

イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

本市で定めた基準（評価基準（別紙2））により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出書類等の提出期限を超過してから提出書類等が提出された場合
- エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合
- オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、平成31年5月上旬に通知する予定です。また、審査結果を本市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

○ 問い合わせ先

広島市経済観光局観光政策部 宇根、高島

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2676

FAX 082-504-2253

メールアドレス kanko-omo@city.hiroshima.lg.jp